

# 「母子健康手帳を活用した低出生体重児支援に関する調査」

## 都道府県・調査結果

小松法子、板東あけみ、中村安秀

2023年2月

	都道府県	部署	2020年 出生数	2020年 2,500g 未満児数	2020年 1,500g 未満児数	都道府県として作成・配布の有無	市町村の配 布の有無	市町村名	リトルベビーハンドブック以外 に、サブブックなどを配布してい ますか？
1	北海道	保健福祉部子ども未 来推進局子ども子育て 支援課	29,523	2703	210	今年度、作成を予定している	ある	苫小牧市	配布していない
2	青森県	健康福祉部こどもみ らい課	6,837	591	69	国で行われている「母子健康手帳 に関する検討会」の状況を注視し、 どのような支援が適切か思慮を巡 らしている。	ない		配布していない
5	岩手県	保健福祉部子ども子 育て支援室	6,718	648	64	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
6	宮城県	子ども・家庭支援課	14,480	1,347	131	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
7	福島県	子育て支援課	11,215	943	63	すでに作成し、配布している	ない		配布していない
8	栃木県	保健福祉部こども政 策課	11,808	1235	88	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布している が、都道府県では配布してない
10	茨城県	福祉部子ども政策局 少子化対策課	17389	1668	130	今年度、作成を予定している	ある	石岡市	配布していない
11	千葉県	健康福祉部児童家庭 課	40,168	3,699	302	当事者団体や市町村から意見を伺 い、現在ハンドブックの素案を作 成しているところです。	ある	印西市、木更津市、 野田市、流山市	一部の市町村で配布している が、都道府県では配布してない
12	埼玉県	健康長寿課	47328	4467	325	今年度、作成を予定している	ある	上尾市・川口市	配布していない
15	静岡県	こども未来局こども 家庭課母子保健班	22,497	2141	156	すでに作成し、配布している	ない		一部の市町村で配布している が、都道府県では配布してない
16	愛知県	保健医療局健康医務 部健康対策課	55,613	5,143	421	すでに作成し、配布している	ある	名古屋市（作成し配 布）	一部の市町村で配布している が、都道府県では配布してない

17	長野県	保健・疾病対策課	12864	1237	106	今年度、作成を予定している	ない		配布している
18	山梨県	子育て政策課	5184	553	52	すでに作成し、配布している	ない		配布していない
	都道府県	部署	2020年 出生数	2020年 2,500g 未満児数	2020年 1,500g 未満児数	都道府県として作成・配布の有無	市町村の配 布の有無	市町村名	リトルベビーハンドブック以外 に、サブブックなどを配布してい ますか？
19	新潟県	福祉保健部健康づく り支援課	12,981	1221	106	暫定版を作成、配布済（R4.6～） 新潟県版 R5 作成・配布予定	わからな い		配布していない
20	富山県	厚生部こども家庭室 子育て支援課	6256	545	43	今年度「とやまリトルベビーハン ドブック（仮称）」を作成。低出生 体重児や医療的ケア児など特別な 支援が必要な児も活用できる母子 健康手帳の副冊子	ない		配布していない
21	石川県	少子化対策監室	7712	651	54	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布している が、都道府県では配布してない
22	福井県	健康福祉部こども未 来課	5313	479	58	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
23	岐阜県	健康福祉部 子ど も・女性局 子育て 支援課	12092	1051	69	すでに作成し、配布している	ある	県で作成している ため、対象者がいれ ば全市町村で配布 している。	配布している
24	三重県	子ども・福祉部子育 て支援課	11141	971	92	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布している が、都道府県では配布してない
25	和歌山県	福祉保健部健康局健 康推進課	5,732	541	43	令和4年度、和歌山県が作成して いる母子健康手帳副読本	ない		配布している
26	奈良県	健康推進課	7831	710	59	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
27	滋賀県	健康寿命推進課	10437	947	58	今年度、作成を予定している	ない		配布していない

28	京都府	健康福祉部こども・青少年総合対策室	16440	1468	106	今年度、作成を予定している	わからない		配布している
29	大阪府	地域保健課	61,878	5498	404	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布しているが、都道府県では配布していない
	都道府県	部署	2020年 出生数	2020年 2,500g 未満児数	2020年 1,500g 未満児数	都道府県として作成・配布の有無	市町村の配 布の有無	市町村名	リトルベビーハンドブック以外に、サブブックなどを配布していますか？
30	兵庫県	保健医療部健康増進課	36,953	3,407	756	今年度、既存のリトルベビーハンドブックの内容に準じたもの（極低出生体重児用の成長曲線、相談窓口など）を順次県ホームページ上に記載し、支援者、サークル、先輩ママ等からのメッセージ・発達の様子を書き込める様式等を含む内容をブック型で作成し、PDFで掲載する。	ある	尼崎市	配布している
31	鳥取県	子育て・人財局家庭支援課	3783	381	30	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
32	島根県	健康福祉部健康推進課	4,473	456	33	将来的に作成を検討している	ない		配布している
33	岡山県	保健福祉部健康推進課	13,521	1,177	92	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
34	広島県	健康福祉局子供未来応援課	19,606	1,828	136	すでに作成し、配布している	ない		配布していない
35	山口県	こども政策課	8203	820	166	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
37	徳島県	健康づくり課	4521	389	29	将来的に作成を検討している	ある	北島町	配布している

38	愛媛県	保健福祉部 健康衛生局 健康増進課	8102	702	56	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布しているが、都道府県では配布していない
39	高知県	子ども・福祉政策部 子育て支援課	4082	386	38	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
40	福岡県	健康増進課	38,966	3668	322	すでに作成し、配布している	わからない		配布していない
	都道府県	部署	2020年 出生数	2020年 2,500g 未満児数	2020年 1,500g 未満児数	都道府県として作成・配布の有無	市町村の配布の有無	市町村名	リトルベビーハンドブック以外に、サブブックなどを配布していますか？
41	佐賀県	こども家庭課	6,004	546	50	すでに作成し、配布している	ない		配布している
42	長崎県	こども家庭課	9182	822	87	今年度、作成を予定している	ない		配布していない
44	熊本県	子ども未来課	13,011	1,160	126	すでに作成し、配布している	ない		配布していない
45	宮崎県	福祉保健部健康増進課	7,720	737	63	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布しているが、都道府県では配布していない
46	鹿児島県	くらし保健福祉部子ども家庭課	11,638	1208	116	今年度、作成を予定している	ない		配布している
47	沖縄県	保健医療部地域保健課	14,943	1,628	175	今年度、作成を予定している	ない		一部の市町村で配布しているが、都道府県では配布していない

回答率 89.4% (47 都道府県のうち、42 都道府県より回答があった。)

42 件のうち、40 件の同意を得た (95.2%)

① リトルベビーハンドブックを都道府県として作成・配布していますか？

	件数	パーセント
すでに作成し、配布している	9	22.5 %
今年度、作成を予定している	23	57.5 %
将来的に作成を検討している	2	5.0 %
その他	6	15.0 %
合計	40	100 %

- ・今年度、既存のリトルベビーハンドブックの内容に準じたもの(極低出生体重児用の成長曲線、相談窓口など)を順次県ホームページ上に記載し、支援者、サークル、先輩ママ等からのメッセージ・発達の様子を書き込める様式等を含む内容をブック型で作成し、PDFで掲載する。(兵庫県)
- ・今年度「とやまリトルベビーハンドブック(仮称)」を作成。低出生体重児や医療的ケア児など特別な支援が必要な児も活用できる母子健康手帳の副冊子(富山県)
- ・暫定版を作成、配布済(R4.6~)新潟県版 R5 作成・配布予定(新潟県)
- ・当事者団体や市町村から意見を伺い、現在ハンドブックの素案を作成しているところです。(千葉県)
- ・令和4年度、和歌山県が作成している母子健康手帳副読本(和歌山県)
- ・国で行われている「母子健康手帳に関する検討会」の状況を注視し、どのような支援が適切か思慮を巡らしている。(青森県)

② 貴都道府県内の市町村ですでに配布しているところがありますか？

	件数	パーセント
ある	8	20.0 %
ない	29	72.5 %
わからない	3	7.5 %
合計	40	100 %

(2) 現在、リトルベビーハンドブック以外に、低出生体重児、多胎児などに対して母子健康手帳のサブブックなどを配布していますか？

	件数	パーセント
配布している	9	22.5 %
配布していない	21	52.5 %
一部の市町村で配布しているが、都道府県では配布していない	10	25.0 %
合計	40	100 %

配布されている母子健康手帳のサブブック

都道府県	冊子名	配布対象	配布場所	配布時期	内容の概要	サブブックの作成機関	1冊当たりの単価
大阪府	検討中	概ね 1,500g 未満児で出生した児の保護者等	NICU、各市町村母子担当窓口	今年度中	手帳の使い方、先輩ママのメッセージ、NICU 入院中の記録、児の成長が記入できる発育、発達記入欄、保護者の思いの自由記載欄、支援者のメッセージ等	大阪府	未定
岐阜県	ふたご手帖／+Happy しあわせのたね	多胎児の保護者／ダウン症児の保護者	市町村保健センター	母子手帳交付時／家庭訪問時	多胎児の妊娠～産後の子育てについて／ダウン症児の子育て等について	ふたご手帖プロジェクト／日本ダウン症協会	1,000 円／120 円
佐賀県	ふたご手帖	多胎児妊婦	各市町村母子健康手帳交付窓口	令和 2 年度～	多胎の妊娠・出産・育児等に関すること	ふたご手帖プロジェクト	1,000 円(税込)
長野県	たいせつなきみ～長野県極低出生体重児フォローアップ手帳～	1,500g 未満の極低出生体重児		出生後退院時	児の発育・発達の記録ができ、低出生体重児の身体や育児に関する情報を記載。記録以外に児の療育支援の情報を関係機関と共有できることなどを目的とする。	長野県及び長野県立こども病院	不明
京都府	きょうとたんぽぽ手帳・きょうとはぐくみノート	在宅療養（医療的ケア児や低出生体重児等）や療育が必要なお子さん	医療機関、保健所、市町村	医療機関入院中、退院後の家庭訪問等	医療的ケアや療育などが必要なお子さん・ご家族と医療・保健・福祉等の関係者の連携のための手帳。お子さんの入院時の様子、退院時の状況等、医療的な情報や注意事項などが記録できる。	京都府在宅療養児支援体制検討委員会	
鹿児島県	すくすく手帳	NICUの退院児で①出生体重が 1,500g 未満または②①以外	県内のNICUを有する医療機関	退院時	この手帳は、低出生体重児への継続的な支援のために、NICU退院後もフォローアップ外来受診状況を記録するなど、医療機関と行政等が情報共有できる連携ツールとして、また保護者の方が必要な情報を書き込んだりできるようにするための	鹿児島県	

		で支援が必要と判断される者			手帳です。母子健康手帳と一緒に携帯し、母子健康手帳を補完する手帳として活用することを目的としているもの。		
都道府県	冊子名	配布対象	配布場所	配布時期	内容の概要	サブブックの作成機関	1冊当たりの単価
和歌山県	赤ちゃんとお母さんの健康ガイド	和歌山県内市町村（和歌山市を除く）の妊婦	各市町村窓口	母子健康手帳配布時	母子健康手帳の副読本として作成し、医療費や相談窓口、発育曲線などの低出生体重児の内容などを記載している。	和歌山県	
兵庫県	「+Happy しあわせのたね」	県内在住のダウン症のお子さん（1歳未満）をもつ保護者	各市町母子保健担当窓口	新生児訪問等の機会に配布	成長に個人差のあるダウン症児の発育や発達を記録するためのページのほか、先輩ママからのメッセージなどが掲載されている。	公益財団法人日本ダウン症協会	
島根県	在宅療養支援ファイル	医療的ケア児	家庭訪問等	在宅療養となるタイミング	医療的ケアの内容、支援者、一日の過ごし方など個別に作成	保健所または市町村	無料
徳島県	①母子健康手帳の副読本「パパ&ママポケット」②産「共通診療ノート」③「子育て手帳『+Happy しあわせのたね』を購入」	①②すべての妊婦、③対象となる方	市町村子育て支援センター窓口	①②母子健康手帳の交付時 ③新生児訪問時等	①県独自に妊娠から出産後の各期に応じた制度や相談先情報を掲載②科医療機関が変わった場合にも母体の情報が共有でき巻末に防災情報を掲載③公益財団法人日本ダウン症協会作成		1冊140円

1. リトルベビーハンドブックをすでに作成し、配布している県

	都道府県	第1版 印刷冊数
7	福島県	300 冊
15	静岡県	5,000 冊
16	愛知県	2,000 冊
18	山梨県	600 冊
19	新潟県	450 冊 ※暫定版の印刷部数
23	岐阜県	500 冊
34	広島県	2,500 冊
40	福岡県	1,500 冊
41	佐賀県	300 冊
44	熊本県	印刷数は不明ですが、平成18年には36冊、翌年には121冊配布しています。

(1) どのようなことがきっかけとなり、リトルベビーハンドブック作成と配布を始めましたか？

- ・ 県内の低出生体重児のサークルからの要望。総合周産期医療センター医師（小児科医）からの要望（福島県）
- ・ 支援者団体が静岡県の交付金を用いてリトルベビーハンドブックを作成した。継続的な交付や、必要な方への交付に課題があり、行政で交付することについて支援者団体から要望をいただいたことをきっかけに、静岡県で検討会をもって作成し、医療機関や市町に交付を依頼する形で配布をはじめた。（静岡県）
- ・ 平成31年4月より、名古屋市が低出生体重児向けに「なごやリトルベビーハンドブック」の交付を開始している。また、母子保健サービスの実施主体は市町村であるが、この事業の対象者となる出生体重が1,500g未満のものは出生全体の約0.7%と少なく、市町村単位での取組みが困難である。そこで、先行して実施している名古屋市と調整の上、県内で統一した手帳様式を作成し、活用することが望ましいと考え、愛知県として本事業に取り組むこととした。（愛知県）
- ・ 低体重出生児の保護者からの要望による。（山梨県）
- ・ 県内のリトルベビーサークルからの要望がきっかけとなり、県としても子育てにやさしい環境、子育てにやさしい社会を目指しているため、作成・配布に至った。R4年は、暫定版として静岡県を基本としたものを作成・配布し、県民の皆さんへ親しんでいただくとともに、配布者等へアンケートを行い意見をいただくことを目的とした。新潟県版はR5年度作成・配布予定。（新潟県）
- ・ リトルベビーハンドブックに関するニーズが高まっているとの声を受けたことがきっかけ。当県では、人口規模の小さい市町村も多く存在するため、市町村単位ではなく、県として作成することとした。（岐阜県）
- ・ 低出生体重児の保護者から、既存の母子健康手帳では、「乳幼児成長曲線の記載や発達の記載などが出生月齢と合わない」、「記載することが精神的に負担になる」という意見があり、個々の発育状況をきめ細かに記録でき、また、医療や育児に必要な情報、低出生児をもつ保護者の声等を盛り込んだ低出生体重児用の母子健康手帳を作成してほしいと要望があった。（広島県）
- ・ 福岡県は、H15年度に「産後のこころの健康とゆったり育児ハンドブック」、H21年度に「小さな天使親子手帳」を配布していた。R元年度に内容やサイズ等を見直し、「ふくおか小さなあかちゃん親子手帳」を作成し、R2年度より配布。（福岡県）
- ・ 県内当事者団体からのご要望もあり、作成することとなった。（佐賀県）
- ・ 平成14年に全国で最も高い乳児死亡率及び新生児死亡率を記録した。平成16年に「ハイリスク新生児問題検討委員会」を設立。検討委員会では、極低出生体重児の出生を抑えることと併せて、出生後の支援の必要性

も意見が述べられ、平成18年11月から関係機関連携による「リトルエンジェル支援事業」を開始。事業の一環としてリトルエンジェル手帳を作成した。(熊本県)

(3) 作成のために特設の検討委員会をつくりましたか？

	件数	パーセント
はい	6	60.0 %
いいえ	4	40.0 %
合計	10	100 %

検討委員会のメンバーは、どのような人が入っていましたか？(複数回答あり)

NICU 医師	6
NICU 看護師	5
助産師	5
小児科医 (NICU 医師以外)	1
産婦人科医	1
保健師	6
看護師 (NICU 看護師以外)	6
低出生体重児の保護者	6
リハビリテーションの専門家	2
その他	2

その他：心理士、家族

検討委員会を作らなかった場合、どのようにして内容の検討をされましたか？

- ・既存の会議体にて検討した。
- ・予算的に委員会を作成できなかった。県内リトルベビーサークル代表と打合せを行ったうえで、総合周産期母子医療センターNICU 医師、看護師等へ内容確認及び助言をいただき、作成・配布に至った。  
R5新潟県版においても、主に県内リトルベビーサークル代表との打合せを行い、適宜医療関係団体等へ照会・助言をいただく予定としている。
- ・行政が当事者団体と県内小児科医師とそれぞれと打ち合わせを行い、内容の検討を行った。

(4) 作成後にリトルベビーハンドブックの作成の経緯や使い方についての講習会 を実施されましたか？

	件数	パーセント
実施した	6	60.0 %
実施していない	4	40.0 %
合計	10	100 %

講習会の対象者を選んでください。(複数回答あり)

医師	2
看護師	3
保健師	5

助産師	4
その他	2

行政母子保健担当者。県の周産期医療協議会病院部会に出席の医師や県内市町の母子保健担当者会議の場で、作成について説明した。

(5) 作成後に県民に向けて広報されましたか？

	件数	パーセント
した	10	100 %
合計	10	100 %

全世帯配布の県民だより	3
県のホームページ	9
新聞	5
テレビ	3
その他	5

雑誌、無料配布の子育てサポート冊子、知事による記者会見、県の SNS、県内の子育て情報誌。記事として取り上げていただいたものが新聞に掲載された。

(6) リトルベビーハンドブックはどこで配布していますか？（複数回答あり）

県内すべての NICU	9
市町村の保健所・保健センター	9
その他	4

県内総合周産期母子医療センター、隣県（福岡県・長崎県）の一部 NICU、市町村母子保健担当、県庁担当課

(7) リトルベビーハンドブックの作成・配布を始めて、家族や関係者の方から反響はありましたか。

あった	8
わからない（把握していない）	2

- ・保護者からは、もっと早くほしかった。今からでも（4～5 歳児）記入したいと配布希望があった。
- ・出生時は、本県内にいたが、転出し先では作成されていないため、配布希望があった。
- ・小児科医から、NICU を持つ医療機関だけでなく、分娩を扱う医療機関でも必要な場合があると助言をいただき、追加作成分を配布し、周知した。
- ・NICU の医師からは、低出生体重児の状況を説明する場合などにも活用でき、活用していると話があった。
- ・利用されたリトルベビーのご家族の方からは、「先輩パパ・ママのメッセージを読んで共感することばかりで、涙が出ます。」「とても勇気づけられた。」「あったらいいなと思う内容が詰まった 1 冊だった」、「小さく生まれたこそ特別な記録ができる」、「同じ経験をしている母親と出会うきっかけになった」というお声をいただいています。
- ・リトルベビーとして生まれたお子さんが NICU を退院して数年後に関わっていらっしゃる医療・福祉関係者の方からは、「体重増加のキャッチアップ状況を一緒に確認できた」「先輩パパママがこんなにいるよと伝えるツールになった」とのお声をいただいています。

- ・周産期母子医療センター：交付するだけでなく個別性に配慮し適宜お話していく必要がある。
- ・報道機関（取材）
- ・他県の母子保健担当（問い合わせ）
- ・医療機関関係者より、配布を開始し、産婦より「こういうものが欲しかった」という声をいただいた。
- ・報道等で広く周知したことで、興味を持たれてご連絡された方、自らほしいとお問合せいただけた方がいた。
- ・利用者へのアンケートでは、「先輩コメントに励まされる。1人じゃないんだと思える。」「うまれてすぐ受け取れてよかった。小さな出来事も大切にできていると感じる。」などの意見が寄せられている。
- ・医療機関を通して、又は県庁担当課に母親からお礼の手紙が届く等ありました。

(8) リトルベビーハンドブックの作成・配布を始めて課題となっていることがありましたら、具体的に教えてください。

- ・予算確保が継続してできるのかが課題
- ・今年度も検討会を実施し、実際の活用状況を把握し、課題を整理し対応する予定"  
県内市町やコアに配布していない医療機関へのリトルベビーハンドブックの周知
- ・県内には、小規模なために市町村単位で取り組みが難しい自治体もあることから、県が支援をする必要性がある。
- ・医療的ケアや障がいのあるお子さんにはリトルベビーハンドブックを渡しにくい(使いづらい)ところがある。  
リトルベビーの中には疾患を抱えている場合もあるので、そのようなお子さんが利用することも念頭に、どのような内容がよいのか検討が必要と感じる。
- ・リトルベビーハンドブックの配布時期、配布方法等、それでよかったのかという、医療者へのフィードバックができていない。保護者にとって愛着形成の一助になったのかどうか、長期的な評価をしていく必要があると思っている。
- ・今後の手帳の改訂等に活用するため、リトルベビーハンドブックを必要としている人の意見や要望をどのようにして広く収集するのが課題。
- ・医療機関に配布を依頼しているが、確実に対象者に渡っているかの把握が難しい。

(9) 母子健康手帳の省令様式の見直しに当たり、省令様式の中で改訂が必要だと感じる部分はありますか？

	件数	パーセント
ある	6	60.0 %
ない	4	40.0 %
合計	10	100 %

- ・体重曲線は低出生体重児用のものも掲載された方がよいのではないかと思います。
- ・成長曲線について、リトルベビーハンドブックのようにどのようなお子さんでも記載できるものがあるとよい。
- ・オンライン・マイナポータルと併用して使えるようにした方がよい。
- ・低出生体重児の発育曲線
- ・低出生体重児に対応した乳児身体発育曲線の追加
- ・身長・体重の成長曲線など

2. 今年度、作成を予定している道府県

	都道府県	初年度分印刷予定冊数
1	北海道	1,000 冊
5	岩手県	500 冊
6	宮城県	未定（検討中）
8	栃木県	検討中
10	茨城県	約 300 冊
12	埼玉県	未定
17	長野県	未定
20	富山県	200 冊
21	石川県	500 冊
22	福井県	500 冊
24	三重県	500 冊
26	奈良県	750 冊
27	滋賀県	200 冊
28	京都府	2000 冊
29	大阪府	5,000 冊
31	鳥取県	700 冊
33	岡山県	100 冊程度
35	山口県	500 冊
38	愛媛県	1,500 冊～2,000 冊
39	高知県	300 冊
42	長崎県	500 冊
45	宮崎県	200 冊
46	鹿児島県	600 冊
47	沖縄県	約 500～1,000 冊

(1) どのようなことがきっかけとなり、リトルベビーハンドブックの作成の検討を始めましたか？

- ・低出生体重児を育てる親の会からの作成要望（北海道）
- ・当事者団体からの県への要望・政党要望・当事者団体からの県議会への請願が採択されたこと（岩手県）
- ・県内の低出生体重児の保護者サークルから要望があった。（宮城県）
- ・県内の小児科医から、リトルベビーハンドブックの意義や全国の導入状況について情報提供いただいたことをきっかけに、本県での作成検討を始めた。（栃木県）
- ・県民、県内自治体、病院から県版を作成してもらいたいとの声が寄せられたため。（茨城県）
- ・議員要望により作成（埼玉県）
- ・低出生体重児の母から市町村へリトルベビーハンドブックの有無について問い合わせあり。その中でリトルベビーハンドブックの作成希望もあったが、市町村レベルでの対応は難しいため、県へ作成希望があった。（長野県）
- ・低出生体重児の保護者からの要望（富山県）
- ・当事者からの要望（石川県）

- ・極低出生体重児の場合、正期産児に比べて成長発達が遅れることが多く、通常の母子健康手帳では記録できない項目があるなど、母親たちの心理的負担が大きい。このため、発達の遅れを考慮した極低出生体重児用の手帳を作成・配布することにより、母親たちの精神的負担の軽減を図る。(福井県)
- ・県医師会主催の母子・乳幼児保健委員会において、リトルベビーハンドブックの必要性についてご意見を頂き、検討をはじめた。(三重県)
- ・リトルベビーの会からの要望(奈良県)
- ・当事者ならびに県内市町からの要望があったため(滋賀県)
- ・京都府では、平成26年に在宅療養(低出生体重児や医療的ケア児等)や療育が必要なお子さん・ご家族と医療・保健・福祉等の関係者の連携のための手帳(たんぽぽ手帳)を作成。お子さんの入院時の様子、退院時の状況等、医療的な情報や注意事項などを記録し母子健康手帳と一緒に活用するツールとして使用してきた。医療的ケア児をはじめとした、在宅移行支援を中心とした内容でもあり、低出生体重児等の成長発達の支援としては課題があったことから、低出生体重のお子さんを育てているご家族からのお声も聞き、作成を検討した。(京都府)
- ・当事者サークルからの要望や議会で質問を受けたこと等(大阪府)
- ・令和3年10月の全国知事会次世代育成支援対策PT会議における静岡県のリトルベビーハンドブック取組事例の紹介を受けて令和4年度の作成を決定。  
作成決定時点では家族会等からの要望は受けていなかったが、令和4年2月に国際母子手帳委員会 板東事務局長にご連絡をいただき、家族会等との調整・検討を開始。(鳥取県)
- ・国際母子手帳委員会の方から、リトルベビーハンドブックの資料をいただいたことがきっかけ。(岡山県)
- ・当事者団体からの要望(山口県)
- ・当事者団体からの要望(愛媛県)
- ・当事者の方とご友人の方が SNS 等で検索されて静岡県の作成されたリトルベビーハンドブックを知られたことをきっかけに、高知県でも作成してもらいたいとの働きかけがあったため。(高知県)
- ・令和3年度に当事者及び県議等からの申し入れがあった(長崎県)
- ・第7回健康寿命をのばそう！アワード母子保健分野受賞取組事例で厚生労働大臣優秀賞を受賞された「小さく産まれた赤ちゃんとママ・パパのための手帳による育児支援しずおかりトルベビーハンドブック」について、平成30年度宮崎県母子保健運営協議会にて情報共有。その後、親子への情報提供のあり方について検討していた。(宮崎県)
- ・令和3年度に、国際母子手帳委員会事務局長(板東氏)からリトルベビーハンドブックに関する情報提供や、当事者団体「宮崎リトルベビーサークル結」から作成についての要望があり、県として具体的に作成の検討を始めた。(宮崎県)
- ・低出生体重児等の支援について、これまでの継続的な支援に加え、保護者へ寄り添った支援を充実するため実施することとした。(鹿児島県)
- ・当事者団体からの要望を受け、必要性を感じ検討開始(沖縄県)

(3) 作成のために特設の検討委員会をつくる予定ですか？

	度数	パーセント
はい	16	66.7%
いいえ	8	33.3%
合計	24	100%

検討委員会のメンバーは、どのような人が入っていましたか？（複数回答あり）

NICU 医師	16
NICU 看護師	16
助産師	9
小児科医（NICU 医師以外）	9
産婦人科医	5
保健師	15
看護師（NICU 看護師以外）	15
低出生体重児の保護者	14
リハビリテーションの専門家	2
その他	11

その他：医ケア児等家族会の代表、有識者、NICU 心理士、国際手帳委員会事務局長、母子保健調査室医師、自立支援員（相談員）、新生児集中ケア認定看護師、NICU 等入院時支援コーディネーター（看護師）、栄養士、訪問看護ステーション助産師、医療機関地域連携室看護師（検討中）

検討委員会を作らない場合、どのようにして内容の検討をされる予定ですか？

- ・親の会の意見や要望を聞き、また、医師や助産師から助言をいただきながら作成する予定。
- ・県内の主要な周産期母子医療センターから、内容・構成等への意見をいただく。
- ・県内の低出生体重児の保護者サークルについても意見をいただく他、コメント依頼を行う。
- ・医師会など関係団体、病院、保健所等に対し原案をもとに意見照会し、いただいた意見を反映させ作成する予定。
- ・既作成市のハンドブックを参考に作成している。
- ・すでに活用されている「たいせつなきみ」を基本に作成予定。その他、作成済みの他県のリトルベビーハンドブックを参考とする。
- ・母子保健の基本的事項について協議する既存の協議会（産婦人科医師連合、小児科医会、看護協会、市町等で構成）において内容協議するほか、低出生体重児の保護者や周産期医療関係者等の意見聴取を行い作成。
- ・低出生体重児を育てるお母さんたちや関係機関から意見を伺いながら検討している。
- ・検討委員会」という形ではないですが、当事者団体や市町村、大学に参加していただいた意見交換会や、有識者（県総合周産期母子医療センター長）へ直接、事業説明、協力依頼、相談を経て、内容を検討しました。

(4) リトルベビーハンドブックの配布予定先はどこですか？（複数回答あり）

県内すべての NICU	22
市町村の保健所・保健センター	21
検討中	1
その他	5

その他：近隣県の NICU、分娩取扱医療機関、県型保健所、県内 2 次周産期医療施設、医師会等

(5) 母子健康手帳の省令様式の見直しに当たり、省令様式の中で改訂が必要だと感じる部分はありますか？

	度数	パーセント
ある	10	41.7 %

ない	13	54.2 %
合計	24	100 %

- ・リトルベビーハンドブックがあっても、健診時等は母子健康手帳に計測値等を記載するため、低出生体重児も記入できる発育曲線があると枠外や欄外に記載されることなく、保護者が辛い思いをすることが減ると思う。
- ・発育曲線については、低出生体重児も記録が書き込めるよう改訂が必要。
- ・各月齢毎の質問に「はい・いいえ」で答えるようになっているが、必ずしもその月齢でクリアできるわけではないことを注意書きし、保護者の気持ちに配慮する。
- ・発育発達曲線
- ・成長発達の目安の記載について（国の検討会において、注釈が加えられる等配慮を検討していると伺っているため動向を注視したい）
- ・発育曲線について、未熟児に対応したものも掲載してほしい。
- ・妊産婦の孤立化や体調悪化を未然に防ぐため、産前・産後ケアや子育て支援サービスなどの行政支援等の利用促進するための仕掛けが必要だと感じる。妊産婦及びそのご家族の産前・産後のスケジュール（ケアプラン等）が書き込め、市町村保健師等の支援者とともに確認できる内容があると良い。
- ・修正月齢の考え方を追加する。
- ・発育発達の標準的な目安で記入できないことに配慮して、児の状況に応じて主治医や地域の支援者等と相談しながらつけましよう等一人で不安を抱えないような記載"
- ・「乳児身体発育曲線」の体重の目盛りについては、1 k gから0 k gのスタートに変更する。
- ・身体発育曲線については、低出生体重児も記載が可能になるように、体重0 gから目盛りがあると良い。

### 3. 将来的に作成を検討している県

	都道府県
2	青森県
11	千葉県
30	兵庫県
32	島根県
37	徳島県

(1) リトルベビーハンドブックの作成を検討するために、どのような情報が必要ですか？

- ・国の母子健康手帳の見直しの検討結果
- ・特になし
- ・厚労省による低出生体重児用の発達曲線など、令和5年以降に示される様式等を考慮したうえで、作成については検討したい。
- ・作成に係る費用、サイズ
- ・既作成自治体において、追加した方が良いと思われる内容
- ・当事者の声、ニーズ把握

(2) 母子健康手帳の省令様式の見直しに当たり、省令様式の中で改訂が必要だと感じる部分はありますか？

	度数	パーセント
ある	4	80.0 %
ない	1	20.0 %
合計	5	100 %

- ・国の検討会で話題になっているように、多胎児、低出生体重児等に対応した改訂を期待しています。
- ・発育曲線のパーセンタイルは載せなくてもよいのではないかと思います。
- ・記載する親が否定的な気持ちにならないよう、設問の仕方を工夫する。また、修正が〇〇ヶ月でも記載できるように、括弧書きの欄を設ける。
- ・先進自治体を参考とした省令様式を作成することが有効と考える、省令様式に加え各自治体の情報ページ等を任意様式としてはどうか。

#### 4. 作成について検討したことがない県

	都道府県
25	和歌山県

(1) 作成をについて検討したことがない理由がありましたら、教えてください。

・リトルベビーハンドブック以外の方法で情報提供・支援を行っている

【1】 冊子名：赤ちゃんとお母さんの健康ガイド

【2】 配布対象：和歌山県内市町村（和歌山市を除く）の妊婦

【3】 配布場所：各市町村窓口

【4】 配布時期：母子健康手帳配布時

【5】 内容の概要：母子健康手帳の副読本として作成し、医療費や相談窓口、発育曲線などの低出生体重児の内容などを記載している。

【6】 サブブックの作成機関：和歌山県

(2) 母子健康手帳の省令様式の見直しに当たり、省令様式の中で改訂が必要だと感じる部分はありますか？

ない